

東近江市賃借料情報

東近江市農業委員会から、農地法第52条に基づき賃借料情報の提供を行います。

この情報は、令和7年1月から令和7年12月までに農地法によって許可、農用地利用集積計画（利用権設定）及び農用地利用集積等促進計画（賃貸借）によって公告された農地の賃借料を集計したものです。

なお、この「賃借料情報」に拘束力はないため、賃借料を決定する際の参考として御活用いただき、実際の契約に際しては、貸し手・借り手の両者でよく協議した上で、賃借料を決定してください。

《 令和8年版 》

(10a当たり)

地 域	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
八日市	7,800円	14,000円	2,600円	317	田
永源寺	6,600円	11,000円	5,000円	44	田
五個荘	6,300円	9,000円	3,500円	86	田
愛 東	6,300円	10,000円	3,000円	45	田
湖 東	6,700円	11,000円	2,500円	129	田
能登川	7,300円	11,000円	4,000円	176	田
蒲 生	6,800円	9,000円	3,500円	238	田

- 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- 2 標準的な水準を算出するため、全賃借料データの平均値 $\pm 70\%$ を超えるものを除いています。
- 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- 4 使用貸借(無償)による契約は除いています。

(注意事項)

上記の賃借料情報は、あくまでも過去において実際に取引された賃借料のデータを整理したものです。用水費等を含んでいる場合もありますので、参考資料として御活用ください。

(お問合せ) 東近江市農業委員会事務局
〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号
TEL 0748-24-5682 FAX 0748-23-8291
IP 050-5801-5682